桶川市

パートナーシップ宣誓制度

手続きガイドブック

～目次～

１．　パートナーシップ宣誓をお考えの方へ　・・・ １

２．　パートナーシップ宣誓制度を利用できる方　・・・ ２

３．　宣誓の際に必要なもの　・・・ ３

４．　宣誓手続きの流れ　・・・ ４

５．　宣誓後について　・・・ ６

６．　協定自治体間の転出・転入について　・・・ ８

７．　Q&A　・・・ ９

１．　パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

桶川市では、一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

この取組として、性別にかかわらず互いを人生のパートナーとし、日常生活において、協力しあうことを約束した二人が、市長に対して宣誓し、市長が宣誓したことを証明する「桶川市パートナーシップ宣誓制度」を令和３年２月から始めました。

この制度は、婚姻制度と異なり、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）はありませんが、二人の思いを尊重するとともに、二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと生活されることを桶川市として応援するものです。

２．　パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、次の要件すべてに該当する方です。

（１）成年であること。

満１８歳以上の方

（２）桶川市民であること。または桶川市に転入予定であること。

同居しているまたは同居を予定していること

市外に住所があるときは、宣誓日から概ね３か月以内に転入を予定していること

（３）配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外のパートナーシップにあるものがいないこと。

（４）宣誓する者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）の関係でないこと。ただし、養子縁組によって、近親者となった場合を除く。

【近親者の範囲】

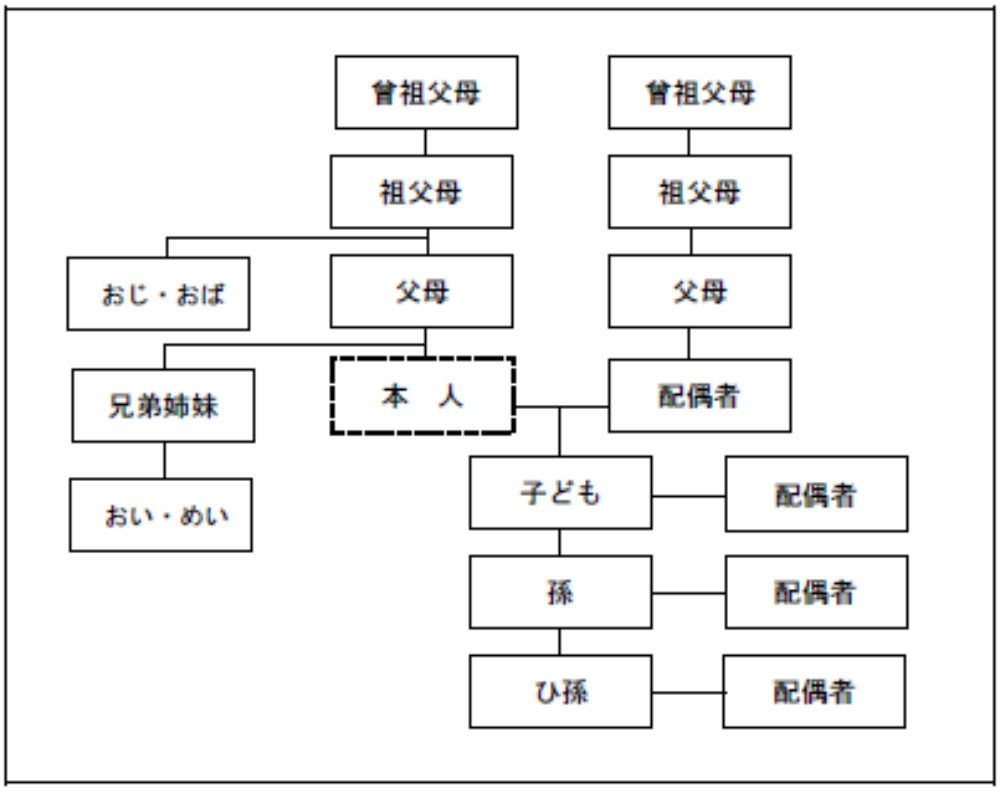

３．　宣誓の際に必要なもの

（１）宣誓日当日に記入する書類

※宣誓日に市職員の面前で記入・署名します。

①　パートナーシップ宣誓書（様式第１号）

自ら署名ができない方は代書も可能です。事前にご相談ください。

②　パートナーシップの宣誓に当たっての確認書（様式第２号）

（２）事前に準備し、当日持参する書類

①　住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

・１人につき１通提出してください。（同一世帯の場合は、１通）

・本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

※市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ、添付を省略することができます。

※転入予定の場合は、転出証明書やアパートなどの賃貸借契約書など転入予定であることが分かる書類をご提示ください。また、転入手続き後、速やかに住民票の写し等を提出してください。

②　戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書、その他独身であることが確認できる書類

・１人につき１通提出してください。

・戸籍個人事項証明書、独身証明書は本籍地の市区町村で取得できます。

・外国籍の方は、大使館などが発行する**婚姻要件具備証明書**または**独身証明書等**とその**日本語訳文**を提出してください。

③　性別違和などの理由により、通称での宣誓を希望される方は、通称を日常的に使用していることを確認できる書類（通称で届いた郵便物や社員証など２点以上）

④　本人確認書類

【１点の提示でよいもの】

マイナンバーカード、旅券、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付き証明書等

【２点以上の提示が必要なもの】

健康保険証、年金手帳などの証明書等

○宣誓に必要な書類（住民票の写しや戸籍個人事項証明書など）の交付手数料は、自己負担となります。また、発行日から３か月以内の書類を持参してください。

○有効期限がある書類は、有効期限内のものに限ります。

４．　宣誓手続きの流れ

（１）二人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

対象者の要件は、２ページの「２．パートナーシップ宣誓制度を利用できる方」を必ずご確認ください。

（２）電話またはメールで宣誓する日を予約します。

宣誓を希望される方は、電話などで**人権・男女共同参画課**に宣誓する日を予約してください。

・日程の調整、必要書類等の確認
・予約は、宣誓する日の１週間前までにご連絡ください。

【宣誓日時】
・月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）
・午前９時から午後５時まで

【宣誓場所】
・桶川市役所　※プライバシーに配慮し、個室で対応します。

【予約・問合せ先】

桶川市　人権・男女共同参画課
電　話：　048-788-4907（直通）
メール：　jinken@city.okegawa.lg.jp

（３）宣誓する日までに必要書類を準備してください。

・必要書類は、３ページの「３．宣誓の際に必要なもの」をご確認ください。
・宣誓に必要な書類の交付手数料は**自己負担**となります。

（４）予約日時に二人でお越しください。

・必要書類をご持参ください。
・**市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に当たっての確認書」**に記入・署名します。
・必要書類、確認書による要件確認と本人確認を行います。
・書類に不備や不足があるときは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

（５）パートナーシップ宣誓証明書等の交付

・**「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」**を後日窓口または郵送で交付します。
・通称を使用する場合は、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

※　該当者のみ

（６）転入確認（一方または双方が桶川市に転入予定の場合）

宣誓後概ね３か月以内に、転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。

5.　宣誓後について

（１）パートナーシップ宣誓証明書（様式第３号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第４号）の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を後日宣誓した二人に交付します。

◆宣誓証明書（Ａ４サイズ）

（表面）

桶川市パートナーシップ宣誓証明書

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

宣誓日　年　月　日

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年　月　日

桶川市長

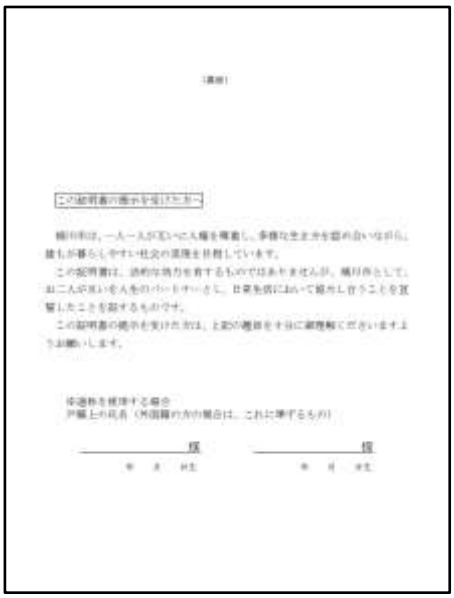
（裏面）

この証明書の提示を受けた方へ

桶川市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

この証明書は、法的な効力を有するものではありませんが、桶川市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

戸籍上の氏名※通称を使用する場合

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

◆宣誓証明カード

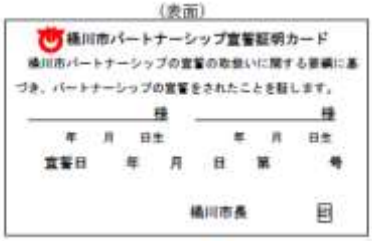
（表面）

桶川市パートナーシップ宣誓証明カード

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

宣誓日　年　月　日　第　号

桶川市長

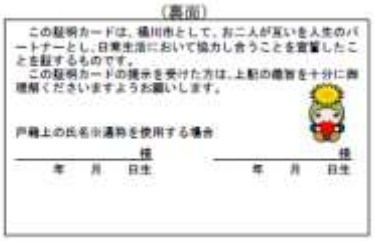
（裏面）

この証明カードは、桶川市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。

この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

戸籍上の氏名※通称を使用する場合

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

（２）パートナーシップ宣誓証明書等の再交付（様式第５号）

宣誓証明書等の紛失、毀損、汚損、氏名変更などの事情により再交付を希望される場合には、申請に基づき再交付します。

（３）宣誓事項の変更（様式第６号）

宣誓事項の変更（市内転居、氏名変更など）があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写しなど）を添えて提出してください。

（４）宣誓証明書等の返還（様式第７号）

次のいずれかに該当するときは、交付された宣誓証明書等を返還してください。

・パートナーシップを解消したとき
・桶川市から転出したとき
（８ページ「６．自治体間連携」（１）の場合を除く。）
・その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき

（５）子に関する事項の記載（様式第 10 号）

宣誓証明書等に同居する子（宣誓者の実子または養子）に関する事項の記載を希望される場合には、届出に基づき記載します。

添付書類として住民票の写しを提出してください。

※１５歳以上の子の場合には、本人の同意を得る必要があります。

※市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ、添付を省略することができます。

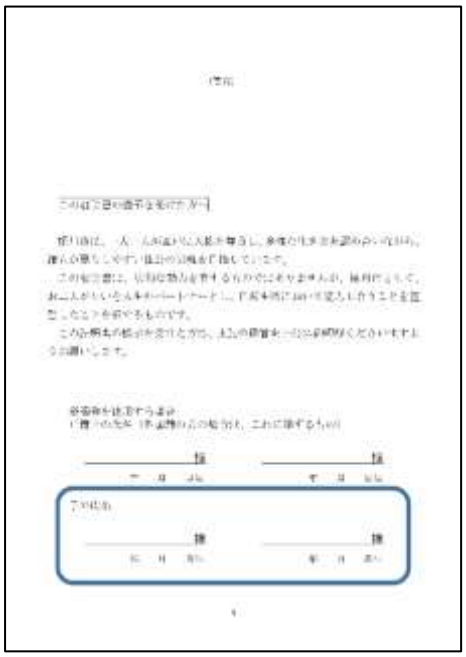

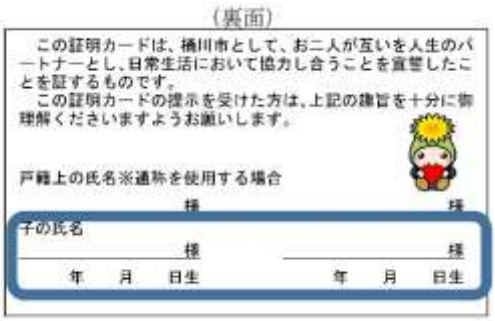

６．　協定自治体間の転出・転入について

桶川市と連携協定を締結している自治体の間で転入・転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を継続する場合、手続きを一部省略できます。なお、協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

（１）桶川市から転出する場合

桶川市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、宣誓証明書・証明カードの返還は必要ありません。

転出先の自治体によって手続きが異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

（２）桶川市に転入する場合

連携協定を締結している自治体から桶川市へ転入する場合、以下の書類を提出することで、宣誓証明書・証明カードを交付します。

手続きは、来庁または郵送で行うことができます。

【提出書類】

- **パートナーシップ宣誓継続申告書**
- **転出元自治体で交付された宣誓証明書等**
- **住民票の写しまたは住民登録事項証明書**

※市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ、添付を省略することができます。

＜来庁する場合＞

① 継続申告する日時をご予約ください。

② 予約した日時に必要書類を持ってお越しください。（お一人でも手続きは可能ですが、書類はお二人分ご用意ください。）

③ 提出された書類に不備がなければ、後日、宣誓証明書等を郵送または窓口にて交付します。

＜郵送する場合＞

① 必要書類を下記の郵送先に郵送してください。

② 提出された書類に不備がなければ、後日、宣誓証明書等を郵送にて交付します。

【郵送先】〒３６３－８５０１
桶川市泉一丁目３番２８号
桶川市役所　人権・男女共同参画課

7.　Q&A

Q　パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A　法律に定めのある結婚（婚姻）は、相続などの財産上の権利、相互扶養の義務などが生じます。本市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定「桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく制度で法的な効力はありません。この制度を導入することにより、性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減、性の多様性の尊重を促進し、誰もが暮らしやすい桶川市を目指します。

Q　パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A　パートナーシップ宣誓書の提出や宣誓証明書等の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q　証明書は即日発行されますか？

A　即日交付はできません。**「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」**を後日、窓口または郵送で交付します。

Q　宣誓は同性カップルしかできませんか？

A　同性カップルに限らず、事実婚、性的マイノリティの方も宣誓できます。

Q　外国籍でもパートナーシップの宣誓はできますか？

A　外国籍の方も要件を満たしていれば宣誓できます。

　独身であることが確認できる書類として、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書等とその日本語訳文を提出してください。

Q　通称は使用できますか？

A　性別違和などの理由により通称での宣誓を希望される方は、通称を使用することができます。なお、宣誓時に通称を日常的に使用していることを確認できる書類（通称で届いた郵便物や社員証など２点以上）を提示してください。また、宣誓証明書等は、表面に通称の氏名、裏面に戸籍上の氏名を記載したものを交付します。

Q　パートナーと養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

A　宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合は、近親者での養子縁組関係を除き、宣誓することができます。

Q　パートナーシップの宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

A　戸籍や住民票に記載することはありません。

Q　桶川市民でないと宣誓はできませんか？

A　市内に住所を有しているか、転入予定であれば、宣誓することができます。（同居しているまたは同居を予定していること）

　また、転入予定の場合は、**宣誓後概ね３か月以内に、転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。**

Q　郵送でパートナーシップの宣誓はできますか？

A　郵送での宣誓はできません。

Q　代理人がパートナーシップの宣誓はできますか？

A　代理人による宣誓はできません。宣誓をする二人がそろって来庁してください。

Q　パートナーと法的な関係を築くにはどのような方法がありますか？

A　法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

　詳しくは**公証役場**にお問い合わせください。

Q　証明書、証明カードに子どもの名前を記載できますか？

A　同居する子どもの氏名、生年月日を証明書等に記載を希望される方は、届出により記載することができます。対象の子が１５歳以上の場合には、本人の同意を得る必要があります。

Q　証明書類の受取は郵送でもできますか？

A　郵送をご希望の方は、普通郵便により発送します。

　書留による発送をご希望の場合、送料をご負担いただきます。事前にご相談ください。

桶川市　人権・男女共同参画課

埼玉県桶川市泉一丁目３番２８号

電　話：048-788-4907（直通）

ＦＡＸ：048-786-9866

E-mail：jinken@city.okegawa.lg.jp